

令和 4 年 1 月 17 日
 高齢施策担当部介護保険課

指定地域密着型サービス事業者等の指定について

介護保険法（平成 9 年法律 123 号）第 78 条の 2 第 1 項および第 115 条の 12 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について、下記のとおりとする。

記

1 区外指定地域密着型サービス事業者
 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

事業所名および所在地	運営法人	指定年月日	練馬区民利用者数	備考
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所むかいはら 東京都板橋区向原三丁目 7 番 7 号	社会福祉法人こうほうえん	令和 4 年 2 月 1 日	1 名	

地域密着型通所介護

事業所名および所在地	運営法人	指定年月日	練馬区民利用者数	備考
ReHaMo Light 東京都羽村市神明台一丁目 33 番 9 号	株式会社ジースペック	令和 3 年 10 月 1 日	1 名	事業者の制度理解不足により手続が遅れたが、利用者への影響を鑑み、過去に遡って指定するもの
リハビリデイサービス nagomi 千川店 東京都豊島区千川一丁目 9 番 12 号	株式会社 nCS	令和 3 年 12 月 1 日	1 名	通常規模の通所介護事業所が、定員を減らして、地域密着型通所介護事業所としての指定を受けるもの
ミラクル・ビスケ 東京都西東京市東町二丁目 14 番 17 号 宮崎ビル 2F	有限会社ベルツリー	令和 4 年 2 月 1 日	8 名	

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護

事業所名および所在地	運営法人	指定 年月日	練馬区民 利用者数	備考
多機能ホーム安心のお せわ〜く 埼玉県朝霞市大字浜崎 676番	株式会社ラ ンダルコー ポレーショ ン	令和3年 12月1日	1名	利用者の状況を踏ま え、緊急にサービス利 用を始める必要があっ たため、過去に遡って 指定するもの